

## 三重地方最低賃金審議会委員の候補者（補欠）の推薦に関する公示

三重労働局一般公示第 226 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、三重地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「三重地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 9 月 1 9 日

三重労働局長 石田 聡

記

### 三重地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、三重労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

#### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推薦手続

##### (1) 推薦の方法

推薦にあたっては、別紙「様式」の推薦書により推薦すること。また、推薦にあたっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

##### (2) 推薦締切期日

令和 7 年 10 月 9 日（木）17:00 まで

##### (3) 推薦書の提出先

三重労働局労働基準部賃金室（津市島崎町 327 番 2）